

ぎふアグリチャレンジセンターでは 農福連携を推進しています

農福連携ってなに？

農家や農業法人等の農業サイドと、社会福祉法人やNPO法人等の福祉サイドが連携して、農業分野における障がい者等の就労を推進する取り組みのことです。

推進の目的は？

地域における障がい者等の就労、生きがいの場となるだけでなく、高齢化や担い手不足といった問題を抱える農業・農村にとっても、担い手の確保や地域農業の維持、さらには地域活性化にもつながります。

農福連携のやり方は？

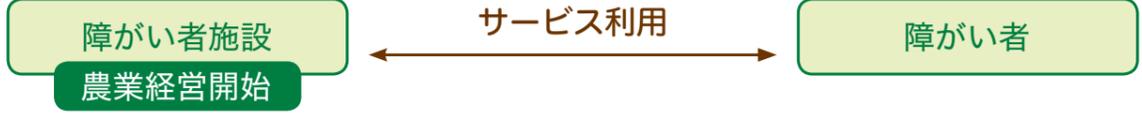
○農業経営体による障がい者の一般雇用(一般就労)



○農業経営体と障がい者施設の農作業受委託(福祉的就労)

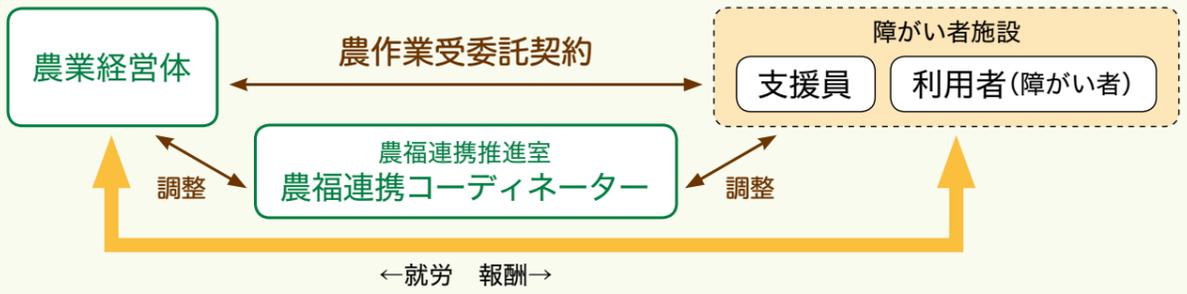


○障がい者施設の農業参入



ぎふアグリチャレンジ支援センターにご相談ください

○農業経営体と障がい者施設との農作業受委託をマッチングします(農福連携推進室)



○農業参入を支援します(経営支援課)

農業参入を成功させるためには、農地の確保や地域との調和、農作物の栽培、販路の開拓など、今までの法人経営とは異なる課題への対応が不可欠です。ぎふアグリチャレンジ支援センターでは、それら課題解決に向けた相談支援を行っています。

農業経営体が、はじめて障がい者を受け入れる際の助成

対象	農業経営体
内容	障がい者の雇用を体験するため、初めて障がい者を雇用したり、障がい者施設に農作業の一部を委託する場合の賃金又は業務委託料相当額を助成します。

機械・器具の購入や簡易な改修に対する助成

対象	農業経営体及び障がい者施設
内容	バリアフリー化、安全性の確保、作業の効率化など、障がい者の農作業環境を改善するための機械・器具の購入、機械・施設の簡易な改修にかかる経費に対し、経費の1/2以内で助成額50万円を上限として助成します。

申請手続	障がい者農の雇用モデル支援事業取組計画書を作成し、(一社)岐阜県農畜産公社(ぎふアグリチャレンジ支援センター)へ提出します。
------	--

注) 助成の要件については、お問い合わせください。

就労支援サポーターの派遣

目的	障がい者施設の支援員と連携して、利用者(障がい者)に農作業の内容を分かりやすく説明・指導したり、作業支援を行います。
対象	農業者から初めて農作業を受託したり、新たに農業に参入するか、農業の生産拡大を行う障がい者施設
内容	農作業の知識・経験を持つ者を、農業者又は障がい者施設の推薦により登録し、1事業所あたり10回を上限に派遣します。

申請手続	障がい者農業就労支援サポーター派遣申請書を作成し、(一社)岐阜県農畜産公社(ぎふアグリチャレンジ支援センター)へ提出します。
------	--

問い合わせ (一社)岐阜県農畜産公社(ぎふアグリチャレンジ支援センター) 農福連携推進室
〒500-8384 岐阜市葦田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎
TEL 058-215-1503 / FAX 058-276-1268 / URL <http://www.gifu-notiku.com/>

障がい者施設における農業参入の進め方

▶意思決定(参入目的・形態)

Step 1 営農計画の策定

Step 2 農地の確保

Step 3 機械・施設の整備

▶早期の経営安定



▶意思決定(参入目的・形態)

農業参入の目的を明確にしましょう

経営の方向性と農業参入の目的を明確にし、利用者、職員、社員、株主、その他関係者と共有しましょう。

農地を使用する(貸借、所有)か、使用しない(施設建設)かなど、参入形態を明確にしましょう

一定の要件を満たせば、法人が事業用に農地を借りることができます。

なお、農地を借り入れる(又は購入する)場合には、市町村農業委員会の許可等が必要ですので、農地が所在する市町村の農業委員会又は農業担当課に相談してください。

【農地を借り入れる場合の要件(法人が農地法第3条による許可を得る場合)】

以下の要件をすべて満たすこと

- ①農地のすべてを効率的に利用すること
- ②最低経営面積以上の農業経営を行うこと
- ③農地を適正に利用していない場合には賃貸借の解除をする旨の契約が締結されていること
- ④役員又は重要な使用人(農場長等)の1人以上が農業に常時従事すること
- ⑤周辺の農地利用に支障がないこと

注) 社会福祉法人その他営利を目的としない社会福祉事業を行う法人が、農地を社会福祉事業のために利用すると認められる場合は、「⑤周辺の農地利用に支障がないこと」の要件を満たせば、農地の貸借、所有ができます。

Step 1 営農計画の策定

どのような作物を生産するのか選択しましょう

作物を選択することで、今後の農業経営に必要な農地、機械・施設、生産技術(栽培方法、人材等)が明らかになってきます。各地域の農林事務所農業普及課に相談し、地域に適する作目の情報や、作物ごとの栽培技術等に関する情報を得てください。



販売計画を立てましょう

安定収入を得るための販売計画(市場出荷、消費者直接販売、量販店等との契約販売、直売所販売等)を策定します。地域の販売状況などは、市町村や地域のJAから情報を得てください。

経営目標を設定しましょう

年間の売上目標及び目標達成に必要な生産規模、必要となるコストを設定します。

地域と信頼関係を構築しましょう

適正な農地の使用、継続的な農業の実施はもちろん、周辺の農地の作付状況等を考慮した農薬の利用や農業用水の利用、周辺住民等との協調など、参入地域との信頼関係の構築は不可欠です。

Step 2 農地の確保

参入候補地を決めましょう

参入候補地の市町村や農業委員会、JA等との連携、地域住民との良好な関係の構築が必須です。法人の所在地・活動エリアの周辺や、縁故の農地など(受け入れ側と参入側が顔見知りの地域)を選定する方が、スムーズな参入の可能性が高くなります。



現地調査を実施しましょう

生産する農作物に適した日当たり、水利、土壌などの生産条件はもちろん、生産物の出荷・販売のための利便性、休憩所・農機具格納庫など管理施設の設置が可能かなど多方面からの検討が必要です。

農業参入について意思表示をしましょう

受け入れる地域では、農業の継続性や農地の適切な管理、地域との良好な関係の構築などについて不安視されがちです。円滑な農業参入のため、あらかじめ、参入候補地となる市町村、農業委員会、地域住民等に対し、どのような農業に取り組むのか意思表示し、理解を得ておく必要があります。

Step 3 機械・施設の整備

本格的な農業であれば認定農業者を検討しましょう

機械・施設等の生産基盤を整備するなど初期投資が必要となります。農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」には、支援制度もありますので、検討してみましょう。認定農業者制度は、最寄りの市町村が窓口となります。

▶早期の経営安定

岐阜県では法人を含む新規就農者の就農から定着までをサポートするため、ぎふアグリチャレンジ支援センターを設置していますので、お気軽にお尋ねください。

